豆腐の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された丸大豆を原料として、県内で製造される「豆腐」に適用する。

(定義)

第2 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げる とおりとする。

用 語	定義
もめん豆腐	大豆から熱水によりたん白質その他の可溶成分を抽出し、ろ過して
	できた豆乳(以下「豆乳」という。)に凝固剤(硫酸カルシウム等豆
	乳を凝固させるものをいう。)を加えて凝固させたものをくずし、上
	澄を除去して型箱に移し、圧搾、成型したものをいう。
きぬごし豆腐	豆乳と凝固剤を型箱の中で混合し、全体をゲル状に凝固させたもの
	を切断、成型したものをいう。
ソフト豆腐	豆乳に凝固剤を添加して、ゲル状に凝固させたものを型箱に入れ、
	圧搾、成型したものをいう。
やき豆腐	もめん豆腐又はソフト豆腐を圧搾、水切りした後、焙焼したものを
	いう。

(品質及び品質表示)

第3 豆腐の品質及び表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

	区	5	分	基準
		原料大	豆	栃木県内で生産された大豆(丸大豆)であること。
		食品添加	物	凝固剤 (硫酸カルシウム等)、消泡剤以外のものは使用していな
	原			いこと。
品	品 原料大		豆及	使用していないこと。
		び食品額	乔加	
	材	物以外の	つ原	
		材料		
質		その	他	豆乳を製造する際の加水量の基準は、次のとおりとすること。
	料			1 もめん豆腐にあっては、大豆1に対し水10
				2 きぬごし豆腐にあっては、大豆1に対し水5
				3 ソフト豆腐にあっては、大豆1に対し水7
	固	形り	点	もめん豆腐、きぬごし豆腐及びソフト豆腐にあっては10%以上
				15%以下であり、やき豆腐にあっては15%以上であること。

(測定方法)

第4 第3の品質及び品質表示における固形分の測定方法は、次のとおりとする。

測 定 方 法

もめん豆腐、きぬごし豆腐、ソフト豆腐にあっては、水に約10分間浸せきしたものを引き上げてただちに、やき豆腐にあってはそのまま、その3箇所から試料約10 gをアルミ製ひょう量皿にはかりとる。

この試料を105℃で恒量になるまで乾燥し、これをデシケーター中で放冷した後ひょう量し、このひょう量値の試料重量に対する百分比を固形分とする。

(関係法令の遵守)

第5 豆腐の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附則

- この基準は、平成13年 6月29日から適用する。
- この基準は、平成14年 8月12日から適用する。
- この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。
- この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。